

総務常任委員会

平成24年9月20日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎伴 吉晴	○木澤 正男	小野 隆雄
中西 和夫	坂口 徹	辻 善次
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	西本 喜一
総 務 課 長	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	谷口 智子
同 課 長 補 佐	安藤 晴康	企画財政課長	面卷 昭男
同 課 長 補 佐	真弓 啓	税 務 課 長	加藤 惠三
同 課 長 補 佐	本庄 徳光	会 計 管 理 者	野崎 一也
会 計 室 長	山崎 善之	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教委総務課長	西川 肇	生涯学習課長	佃田 眞規
同 課 長 補 佐	東浦 寿也	同 係 長	平田 政彦

4. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 小野委員、中西委員

委員長 全委員出席されておりますので、ただ今より、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長 （ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、小野委員、中西委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

はじめに、本会議からの付託議案であります（1）議案第38号、斑鳩町土地開発公社の解散についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政 それでは、議案第38号 斑鳩町土地開発公社の解散についてをご説明申しあげます。

課長

まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

企画財政 本議案は、土地開発公社の解散に向けての手続きを進めるため、公有地
課長 地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、設立団体の議会の議決を求めるものでございます。

次の斑鳩町土地開発公社を解散する理由書をご覧くださいませでしょうか。斑鳩町土地開発公社の解散につきましては、前回の当委員会におきまして、ご説明いたしましたとおりでございます。理由書の朗読をもって説明とさせていただきます。

斑鳩町土地開発公社は、昭和48年7月に設立し、道路・公園用地な

どの公共事業に必要な土地の先行取得をおこない、斑鳩町のまちづくりにおいて大きな役割を果たしてきたところです。

しかしながら、平成3年のバブル経済崩壊以降、土地価格の下落が続 き、土地の先行取得の必要性が減少するなど、土地開発公社の存在意義 が失われ、公社の長期保有地の問題が全国的に表面化するなか、当公社 については、平成17年6月に「経営健全化計画」を策定し、保有地の 処分を段階的にすすめ、平成22年10月には保有地はなくなりました。

このことから、斑鳩町土地開発公社は、当公社における監査の審査意 見等を踏まえ、平成25年3月末を目途に、解散及び清算終了をめざす こととし、平成24年8月15日に開催した理事会において、当公社の 解散について、理事全員より同意を得たために、公有地の拡大の推進に 関する法律第22条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであ ります。

なお、今後、土地の先行取得が必要となった場合は、斑鳩町土地開発 基金で取得する予定としております。

以上、議案第38号 斑鳩町土地開発公社の解散につきましてのご説明 とさせていただきます。ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いた だきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決 することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第38号については、当委員会とし て満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、陳情第5号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。 藤原議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、陳情第5号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情について、ご説明させていただきます。

まず、陳情文書表を朗読いたします。

(陳情文書表朗読)

議会事務
局長

要旨の朗読につきましては省略をさせていただきますが、表題にございますように、緊急事態基本法の早期制定を求める意見書の提出を要望されているものでございます。

以上、簡単ですがご説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。ございませんか。 木澤委員。

木澤委員

この陳情を読ませていただいて、さらに、この緊急事態基本法というのがどういうものなのかなということで、少し調べたんですけども、2004年に民主、自民、公明の3党で合意されて、まだ法制定はされていないというところで、なかなか細かい部分もちよっとわからない部分もあったんですけども、私はこの陳情と基本法の案なるものを読ませていただく中で、基本的にはやっぱりちよっと問題があるものだなというふうに思っていて、主に4つにまとめてみたんですが、1つは大規模自然災害というのと、安全保障の外交上の有事というのは、やっぱり緊急事態として、ひとくくりにはできないんじゃないかなという点と、2つ目には大規模自然災害については、災害対策基本法がありますんで、そちらのほうで対応できるのではないかというのと、安全保障上の有事に対してということも触れておられますけども、私としては不本意なんですけども、国民保護法というのがもう既に制定されてますんで、現行法の

中でもこうしたものについては対応できるんじゃないかなというふうに考えました。それと3点目に、この基本法を制定したですね、憲法に国家緊急権とか、非常事態条項等を明記する憲法の改悪につながってしまうのではないかなという思いを私は持っています。4つ目には緊急事態ということを利用して、思想信条の自由や、表現の自由、また国民の知る権利なんか、そうした人権が侵害される国家統制の強化に作用してしまうんじゃないかなという心配がありまして、そうした問題点があることから、私はこの陳情を採択するということについては、ちょっと承服しかねるという思いを持っております。

委員長 他にご意見ございませんか。 小野委員。

小野委員 今の木澤委員の意見に対して、ちょっと話をする前に、この陳情が出てきたときに、この方が、誰かの代理で持って来られたということなんですけども、そこまでいろいろ詮索する必要はないのかなと思いますけど、今ちょっと木澤委員も、思想的なこととか、そういう意味のこともちょっと言っておられるので、その方は、もちろん斑鳩町の住民で出されておられるんだと思いますけど、なぜその代理の人が持ってこられたのかなということ、ちょっと議運で出された疑問があるんですが。なぜ代理の方が持ってこられたのかということは、局長としては聞かれたことがあるんですか。

委員長 藤原議会事務局長。

議会事務局長 問い合わせ先についてお尋ねをいたしました時に、提出者ご本人ではないと、代理で持って来させていただいたということで、提出者につきましては会社の仕事の都合上、こちらのほうに来られないということで、代わりに持ってきたということでございます。なお、その時に問い合わせ先として、お電話で問い合わせする場合についてはどうしようということでお尋ねしましたところ、この代理の方にお電話を教えてくださいまして、こちらのほうに電話をかけていただいたら結構ですという

ことで回答はいただいております。

小野委員　それじゃ、木澤委員が心配されていることといたしますかね、そのことについては、私はちょっといろいろ心配しすぎじゃないかなと、率直に申しあげて、そのように思います。やはり、この陳情者の、その理由として、今回のこの東日本のこの震災についてはやはり、きちっとした法律が制定されてなかったのですね、やっぱり遅れたということにも原因があるんじゃないかなと、私はもう率直に言いますが、なかなか政府の対応が悪いとかね、やはり政府自体もこの法律が制定されていなかったということで、やはり立ち遅れというのは、どう考えても、これもひとつの要因であると、私はそのように思っています。この緊急事態基本法というのは、なぜこうして置き去りにされているのか私は知りませんが、こういう事態、災害という、いつ来るかわかりませんから、早く制定してもらいたいと、そういうことを、やはり斑鳩の町議会も、住民からの陳情を受けての話ですが、やっぱり意見書を出していくべきだと思います。あまり木澤議員の意見にちょっと突っ込んでいったら、ちょっとまずいことになるように思いますので、これぐらいで引き上げておきますので、それはいろんな考え方があるということで、常に戦争という言葉が私は頭にあるんじゃないかなと、安全保障と戦争という形が木澤委員にはあるんじゃないかなと思いますが、やはり今の災害に対する対応の仕方、私は国会議員の人からもいろいろ、ものすごい遅いんやと、民主党のそのやりかたが遅いんやという、やっぱりここのこの緊急事態基本法が制定されてないから、いろいろ右往左往したんじゃないかなと、そのように思っておりますので、ぜひともこの陳情を受けて採択して、意見書を提出していただきたいと、そのように思います。

委員長　他に、ご意見ございませんか。
暫時休憩いたします。

(午前9時14分 休憩)

(午前9時15分 再開)

委員長

再開いたします。

陳情第5号については、採択・不採択の両方のご意見があります。よって、これより討論を行います。

はじめに、陳情第5号を採択することに反対の方の意見を求めます。

木澤委員

木澤委員

それでは、陳情第5号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情について、反対の立場から意見を申しあげます。

今回の陳情の中で制定が求められている緊急事態基本法は、その案が2004年に民主党・自民党・公明党の3党により制定の合意がされてきたものですが、3.11の東日本大震災を口実にして、この間浮上してきているものです。

私は、この緊急事態基本法については大きな問題があると考えますし、制定が必要な理由についても理解ができません。

まず、第1の問題は、昨年、大震災のように、いつ起きかわからない自然災害と、予測ができ、外交上などの措置が検討できる武力攻撃とを一緒くたにし、緊急事態として、法の制定を求めていることです。

そもそも突発的な自然災害への対応は、現行法でも十分可能であり、基本法制定などは必要ないと考えます。陳情者は、現在の憲法は、平時を想定した内容となっており、非常事態事項が明記されてなく、大規模自然災害へ対応ができないかのように言っていますが、私はそんなことはないと思います。

今回の震災、津波被害への対応や、福島第一原発事故による放射能被害への対応については、憲法のもとに災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法など、対処すべき法律が制定されています。災害対策基本法の第8章では、大規模な非常災害が発生し、その災害が国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼす激甚なものであり、災害応急対策を推進するため、特別に必要があるときは、首相が災害緊急事態を布告し、緊急災害対策本部を設置するとなっています。さらに、自然災害が発生した場合、必要な救助を行い、被災者の保護や社

会秩序の保全を図る観点から、国民活動に対する一定の制約が認められていることも、すでに国会で明らかにされています。

災害対策基本法は、1995年の阪神・淡路大震災の時に指摘された問題点を踏まえ、初動体制、救援実施部隊、国と地方との関係など、対応策の見直しも行われてきました。

陳情では、自衛隊や警察、消防などの初動体勢についても言及していますが、今回の大災害について言えば、これは国会で、現行法の適用があまりにも遅いことから、東京大学の教授が「政府は何をやっているんですか」と満身の怒りを表していたことが報道されるように、法の整備の問題ではなくて、政府の初動体勢の遅れこそが被害を拡大したこともすでに明らかとなっています。

それなのに、なぜ今、緊急事態基本法の制定になるのでしょうか。被災地では今、復興への懸命な努力が続けられている最中であり、その震災を利用して基本法制定を企てるということは、私は到底認められるものではないというふうに考えます。

また陳情では、尖閣諸島の問題や、ロシア閣僚の北方領土の訪問、北朝鮮ミサイル脅威などが列挙されていますが、これもすでに決着済みの問題です。決着済みってというのは、法を制定するかどうかという問題については決着済みということです。実際に領土問題が解決したという意味ではございませんが、中国漁船衝突事件は、尖閣諸島が日本の領土であり、その領海内で外国漁船が不法な操業をしていたのを海上保安庁が取り締まるのは当然のことであり、また、領土問題などを含めた国際的な紛争問題は平和的、外交的に話し合いで解決することが国際ルールであり、その外交力を発揮することこそが、今、求められているのだと考えます。その点では、今の政府の外交力のなさにはあきれられるばかりです。

また、さらに大きな問題なのは、2004年5月に自民・公明・民主が合意した緊急事態基本法では、政府が緊急事態と認定したら、憲法が保障する基本的人権を制約できるようにしようとするものだという点です。さきほど委員からも察していただきましたが、日本国憲法は、戦前、基本的人権を制圧してきた政治体制が、無謀な戦争を引き起こしたという深い反省の上に立ってつくられたものであり、そこには、政治の責任で、

あのような惨禍を再び起こさせてはならないという決意がこめられています。ですから、必要最小限ということをお口にしながら、基本的人権を制限しようとするということについては認めるわけにはいきません。

ひとたび、基本的人権の制限を許してしまったら、どうなるか。

福島第一原発事故で放出された放射能がどのように拡散したのか、事故直後はまったく報道されませんでした。その結果、原発から30 km以上離れた飯館村に放射線量が極めて高い地域が出現していたのに、住民には1週間も知らされず、住民避難が遅れる事態となりました。また、南相馬市では、比較的放射線量が低かった海側の学校から、飯館村に近い放射線量の高い学校に避難させるということも起きてしまいました。なぜかといいますと、128億円もかけてつくったスピーディの放射能拡散予測を政府が隠していたからです。このような国民の知る権利を制限し、情報を隠すやり方が堂々とまかり通り、緊急事態基本法が示す基本的人権の制限が公然と行われれば、それは震災救援、復興にとっても大きな妨げになることは明らかです。

緊急事態基本法は、3党合意が交わされてから、すでに8年が経過していますが、いまだに国民は法の制定を許していません。しかし、見過ごすことができないのは、この間、今回の陳情で示されるような意見書案と同様の文言、体裁で、こともあろうに大震災に乗じた意見書採択が各地で行われていることです。

いまやるべきは、基本法の制定ではなく、大震災や原発事故など、多くの苦難の中から学んだ教訓を生かし、震災の復旧・復興に全力を上げることだと考えます。

私は今回の陳情を審査する中で、改善を求める方向が間違っていると指摘するとともに、3.11の大震災をお口に法制定をもくろむ動きについては、容認できないということをお強く申しあげまして、私の反対意見とさせていただきます。

委員長

次に、陳情第5号を採択することに賛成の方の意見を求めます。

小野委員

小野委員

それでは、賛成の立場から意見を申し上げます。

事実、東日本大震災において、災害対策基本法による災害緊急事態の布告が見送られております。その理由といたしましては、2011年4月22日に開催されました参議院予算委員会におきまして、同法による対処措置は国会閉会中でなければ実施できないこと、そして発動されれば国民の権利を大きく規制する非常に強い措置であるということから、総合的に判断して見送ったと、そのように説明されております。

次に、この緊急事態基本法がなくても、災害対策基本法、災害救助法、大規模地震対策特別措置法などの個別の法律によって対応できるものではないかとの意見もありますが、例えば外部からの武力攻撃やテロ行為を含め、一度に複合的な災害が起きた場合、個別の法律による対応で国の平和及び安全の確保、並びに我々の国民の生命、身体及び財産を保護することは、本当に可能なのでしょうか。本当に国民の生命を守るためには、非常事態全体を統括するような基本法が必要と考えます。

ただいまの反対意見の中にも、このことについては触れておられますが、私は、この各種のこういう事態に対応する個別の法律は確かに存在しておりますが、非常事態を全体的に統括して対処するような基本法、そのものが存在してないことが問題であると、そのように考えております。また、反対者の意見の中に、それは政府の初動体勢、その遅れだということですが、やはりいろいろな法律があれば、どの法律を適用して、どの場所にどうするんだという、そういう基本的なことができていない。それも初動対応が遅れた原因のひとつではないのかと考えております。また、憲法で保障される基本的人権、こちらは確かに大事なものの、東日本大震災で被災された方は、人権はおろか、生命も既に奪われている現状であります。よって、このような緊急事態におかれましては、同法を制定することは急務だとも考えております。

以上、私の賛成意見とさせていただきます。

委員長

これをもって討論を終結いたします。陳情第5号については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

陳情第5号を採択することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

委員長 挙手多数であります。よって、陳情第5号については、当委員会として賛成多数で採択すべきものと決しました。

ただいまの陳情書の採択により、意見書を提出しなければなりませんので、当委員会の発議をもって意見書を提出したいと思います。お手元の資料1の意見書例をもって、当委員会として発議することにご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

委員長 木澤委員。

木澤委員 私、今、反対の立場で意見を述べさせていただきましたが、委員会で発議をする際にですね、やはり私は全委員の賛成でもって、委員会の発議をするというふうな、少数意見についても尊重していただくような、できればより民主的な運営をお願いしたいなというふうに思うんです。

これまでも委員会発議は、平成18年の法改正によってできるというふうになりましたが、それ以前にも議員発議として、本会議に対して上程するという事もできましたので、やはり委員会発議をするという重みを考える中で、前提として、全委員の賛成でもって委員会発議をするというふうな運営をお願いしたいなというふうに思うんですが。

委員長 他にご意見。 小野委員。

小野委員 今の木澤委員の意見なんですが、平成18年の法改正によって、結局委員会発議ができる、そのように改正された、その背景というのはね、やはり委員会に本会議から付託をした案件・議案、それとこういう陳情、それを付託された意見を委員会で審査するという、審査をして深めていって、それを結論付けて本会議へ持って帰る。その時に、その法改正さ

れた背景、私は委員会と本会議とのバランスを考えての法改正だと思います。確かに今、木澤委員がおっしゃっておるように、委員会の中で、反対者もいるのに委員会から出すというのはおかしいんじゃないかな、そういうようにも見えるんですが、それが民主的ではないという考えですが、民主的にやはり議会を進めて行く中では、委員会に付託してある、本会議とのバランスですね、それを付託してある、そこで審査、当然審査ということをご存知やと思いますねんけど、やっぱり審査というのは議案、陳情等の内容をよく検討して可決すべきものであるか、それとも修正可決・否決、いずれがよいか、また採択すべきものか、不採択とすべきものか、いずれかについて結論を出す。そのために修正ということも委員会では認められている。だから委員会で今、採決されて、委員会として可決になった、採択ということになった。だから委員長が今おっしゃっているとおり、委員会からこの法改正の趣旨に従って、議員提案もできるんですが、この法改正されたことに関しては、そういう配慮がありますので、やはり今回も同じようにそれは出してもらって、そういうことで私は意見として申しあげますし、そうすべきだと思いますので、ご理解のほどをお願いします。

委員長 他にご意見ございませんか。 辻委員。

辻委員 私も、やっぱり委員会の重みというのを考えて、法改正になる以前は、連名で反対者を除く個人名でされたという経緯もありますけども、法改正によって委員会を、せつかく委員会の審議を経てやっておりますので、委員会の意見を尊重していただきたいというように思います。

委員長 他にご意見ございませんか。 小野委員。

小野委員 今、私の持論というか、それをべらべらしゃべりましたけどね、これは総務委員会だけの問題じゃないと思うんです。だから、木澤委員も議運の副委員長ですし、議運の委員長もおられますし、今度の議運でもね、もし何やったら、1回議論しましょうということですね、今日のこの場で

は、やはり委員会発議ということですね、委員長がおっしゃっているとおり、そのまま進めてもらいたいなど、そのように思います。

委員長 木澤委員。

木澤委員 もちろん、この総務委員会だけじゃなくて、他の委員会にも関わることで、議運での議論は必要になるかというふうに思いますが、今、小野委員がそういうふうにおっしゃっていただきましたけども、とりあえず委員会発議しておこうということについても、私はやっぱり、だからといって承服いたしかねるんです。その議論は、また議運の中でやっていきたいと思うんですが。私はこういう意見を持っていますんで、やっぱりとりあえずやっておこうやっていうのはね。

委員長 小野委員。

小野委員 とりあえずやっておこうという、私は意味ではないです。やるべきだと、そうしてはっきり言います。なぜ18年に法改正されて、今まで、もし委員会に付託された案件で反対者がいた場合は、その意見書を出す時にその方だけを除いて出していたんですけどもね。それは、やはり先ほども申しあげたけど、付託を受けた委員会と、委員会中心主義で今普通にやっていますし、委員会で付託して審査を深めている、その意見を尊重するために委員会発議というものが採り入れられたと、私は考えているんです。だから、それを本会議に持って行って、それでその委員会の中の方もね、委員会からの意見やけど、私は反対しましたよと、だから同じように反対討論されたらと、私は思っているんです。それで、その委員会の中で、反対者の名前も連名で入れてしまうと、これは民主的じゃない。あくまでも委員長報告の、委員会の結論を本会議場へ出していく、提案していくということになりますので。もう一度言えば、18年に委員会発議ができるようになったという背景、それはそういうことなので、これはできるから、私は反対者の意見を名前を除いてやれるから、やってくださいというのは、これは考え方なんです。法が改正され

た趣旨からいったら違うことになります。それやったらもう何も改正する必要はないんです。だから、このことは、議運でももう一度確認させてもらって、それは今、委員長に申し入れされているように、残りの賛成委員で発議してくださいというのは、私の名前を除いてくれということ、それから総務常任委員会として本会議に提案するのと、私の名前を除いてくださいということとは、これはまた別個のものですから、そういうことをちょっと理解してもらいたいなど、私は思います。

委員長 この内容について2つお尋ねさせていただきました。意見書の内容については、皆さんどんな感じでっか、これでよろしいかな。つけさせている分ですもんけど。2枚目の部分で、資料1ですね、すみません、資料1の内容なんですが。 小野委員。

小野委員 委員会として多数決にしろ、この陳情書を採択という結論に至った中ではね、この方が意見書案として提出されているこの文そのまま、私はいんじゃないかなと思います。その議論の中で、この委員会でのこの陳情書を受けての議論をしている中でね、この反対者がいる中で採択する、しないということの議論の中で、この意見書のここがちょっと修正してもらえたらというような議論をこの中でやってきて、それで修正するということが採択になっているんだったら、それは触わってもいいと思います。その議論は一切なかったんでね。私は、この陳情書を採択するかしないかの議論させてもらって、委員長に採決をとっていただいたんですけどもね、その結果、賛成多数ですから、この意見書そのまま委員会としても出していくべきだと、そのように思います。

委員長 今、小野委員からそのような意見がでました。それで結構でしょうか。

(異議なし)

委員長 それなら、もうひとつの論点の意見書の提出ですが、ちょっと暫時休憩させていただきます。

(午前9時38分 休憩)

(午前9時50分 再開)

委員長 再開いたします。 木澤委員。

木澤委員 私は委員会発議することについては、やはり反対の意見がある以上はね、するべきではないんじゃないかという意見を持っていますんで、このことについてはその発言をしておきたいと思います。

委員長 意見書の提出については、さまざまなご意見がありました。今回の案件は委員会発議といたしますが、今後のこともあり、議会運営委員会のほうでお諮り願いたいと思います。

次に、2. 継続審査について、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習 継続審査(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に課長 関することについて、ご報告申し上げます。

まず、斑鳩町文化財活用センターの運営状況についてであります。

前回の委員会でも報告いたしました安田家文書のうち大工棟梁に関する古文書を紹介する夏季企画展「斑鳩町指定文化財指定記念 法隆寺村の大工棟梁安田家—安田家文書展②—」につきましては、9月4日(火)をもちまして終了し、30日間の会期中に859人の見学者がございました。

そして、これも前回の委員会で報告いたしました「こども考古学教室」としての、「こども鏡づくり教室」を8月26日(日)に開催し、40名の方に参加いただきました。また、9月23日(日)に「こども斑鳩の古代寺院めぐり」、また10月21日(日)には「こども埴輪づくり教室」を開催する予定で現在、事務を進めており、特に「こども埴輪づくり教室」につきましては、今年度からの事業でありますことから、町

広報への掲載、また各小学校に開催案内文を配布し、周知について努めてまいります。

次に、11月3日（土・祝）から12月2日（日）を開催期間として準備を進めております秋季特別展「斑鳩 藤ノ木古墳の馬具展」につきましては、藤ノ木古墳の馬具のすばらしさやその意義について理解を深めていただくことを目的とし、今回は国宝の藤ノ木古墳より出土いたしました国宝の金銅製馬具の里帰り展示だけでなく、古代の平群地域の古墳より出土した馬具を中心に県内の古墳より出土した馬具を関連展示をする予定であり、現在、文化庁、奈良県教育委員会、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館等の関係機関にご協力を依頼するとともに、これらの展示に伴う諸手続きを行っているところであります。

また、この展示会に合わせまして、藤ノ木古墳の石室特別公開を11月3日（土・祝）と4日（日）の2日間に開催する予定でもあります。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備についてであります。前回の当委員会でもご報告いたしましたとおり、8月30日（木）に第9回史跡中宮寺跡整備検討委員会を開催し、住民会議でいただいたご意見を報告するとともに、整備の基本設計案についてご指導を賜わったところであります。

その内容につきましては、遺跡のほぼ中央にある塔・金堂の基壇跡である部分については、遺構整備を重点的に行う区域、基壇から西側で県道までの範囲については、現状地形を活かしたままとする区域、そして基壇から東側の範囲につきましては、緑地広場として整備する区域、現在も広場となっている場所を含め、基壇の南側一体については、イベントなどに活用できるよう多目的広場として整備する区域とするということでご指導を賜りました。

また、重点的に整備を行う区域であります塔・金堂の基壇について、現在は見た目には一体となっている塔と金堂の基壇について、その間を掘り下げて分離していく等の具体的な整備方法についてもご指導いただきました。これらご指導いただきました点につきまして、今後十分に活かしながら、保存整備基本設計策定作業を進めてまいりたいと考えております。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査案件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項について、(1) コミュニティバスの拡充について、理事者の報告を求めます。黒崎総務課長。

黒崎総務
課長 それでは、各課報告事項の(1) コミュニティバスの拡充について、ご報告を申しあげます。コミュニティバスにつきましては、当総務常任委員会や一般質問等でいただいておりますご質問、ご意見を踏まえ、有料化も視野に入れながら、近隣自治体の状況や国・県の補助制度などについて調査研究を行ってまいりましたので、これまでの検討の経緯と今後の方向性について、ご説明をさせていただきます。

まず、新たな運行方法の導入するにあたっては財政面の負担も増えることから、国や県からの補助金の活用を視野に入れた検討を行った結果、料金を徴収する、有償運行の場合のみが補助対象となり、そしてまた、補助金を活用するためには、道路運送法に基づく地域公共交通会議の設置が必要となります。この交通会議の構成員といたしましては、市町村、運送事業者、住民または利用者、運転者が組織する団体、国土交通省運輸支局、その他必要と認めるものなどとなっており、この会議において、地域の実情に応じた適切な公共交通の形態や料金等について協議をしなければならないこととなっております。

近隣自治体の状況を見ましても、交通会議等において、協議を行い、運行計画の策定等を行っておられる状況であります。

本町といたしましても、財政面も考え、また、住民ニーズの把握や地

域性の検討、現行のコミュニティバスの現状分析など、十分な調査を踏まえて、よりよい地域交通について検討するべきではないかと考えることから、実態調査及び計画策定業務を発注するとともに、地域公共交通会議を設置いたしまして、住民や民間事業者など、関係者との協議を行い、また議会ともご相談申しあげながら、充実に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

さらに、社会福祉協議会が実施をいたしております辺地への外出支援事業もございますことから、社協ともその充実に向け協議をしているところでありますので、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

なお、調査委託業務の発注につきましては、平成25年度において新規委託する場合は国庫補助の対象となる可能性がありますことから、新年度予算においては委託業務の発注を行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
辻委員。

辻委員 25年に調査・委託ということですがけれども、町長、25年からしたいということでしたけど、1年ずれるということになるのかどうか、そのへんだけ。

委員長 小城町長。

町長 私は、ご要望があり、簡単にそういうことができんだろうということでしたら、いろいろなこと内部協議される中で、そういう料金を設定するんだったら、そういう交通会議というものがあるという中で、有償の場合は国の補助がもらえるんじゃないかということです。今 黒崎課長から申しあげましたように、25年度についてはコンサル等の関係等発注して行って、有料等、コミュニティバスの関係等についてはそういう議論してまいりたい。

ほかまあ、こういう、以前から言っていますように、錦ヶ丘とか、西の山とか、そういう辺地というか、辺地ではないですけど、山のほう、買い物に行かれる方がありますから、そういう方については社会福祉協議会でとらえていったらどうかと。社協としても、いろんな角度から検討しながら、やっぱり職員が活力ある社協ということになっていくような、住民との会話、そういう高齢者との会話ができるような環境づくりをしていこうということで、今、黒崎課長が言うたように社協とも協議しますけども、社会福祉協議会は社会福祉協議会の立場として、それを25年度からやっていくのか、あるいは、今現在、黒崎課長が言うたように、課長が言うた分については25年度にそういうものを設置して、コンサルを入れて、そして国の補助の関係等についてやっていきたいということですね、両面を考えていきたいということに思っております。

辻委員

住民の意見を十分聞いて、その辺の意見も聞いて、十分実りあるやつにすることは、ちょっと1年ずれるのもやむを得ないかなという気もしますけれども、またその辺は、もう少し早くから研究してもろたら、もうちょっと早くできんのかなという気もしますし。我々、今度またそういうことで視察も行きますけども、そのへんも十分やっぱり検討していただく。即、来年からしなさいということで、見切り発車して、またおかしいことになっても、より充実した形でしてもらおう方がいいのか。まあそのへんは、私は、より充実した形で、住民の意見も聞きながら、やっぱり地域の実情も把握しながらしてもらったほうが、またそれと財政的にもかなり、これ今ずっと見ますと、高齢者対策の財政、かなりこう圧迫してきますので、その辺の検討もしながら、よりよい補助を得ながらしてもらおうということで、実りのあるように、また地域の方に喜ばれるような施策にしてほしいということで要望させていただきます。

委員長

他に。 小野委員。

小野委員

今のちょっと説明聞いてて、心配しておった。町長、今、答弁してもらったので、ちょっと安心しとるんやけどね。私は錦ヶ丘の住人ですので、

以前、一般質問等のことで、町長からの答弁、この委員会ですかね、25年から買い物弱者というんですか、今も名前を出していただきましたけど、錦ヶ丘という名前も出てましたので、またそのことで、私どもも役員会を毎月やっているんですね。それで、会長がそれらの町の動きとか、いろいろな錦ヶ丘で起きているいろんな問題があろう、全部意見を聞いて、まとめてどういう形でできるのか、どういうものをとということで、あのときも早速各戸配布してるその役員会の要旨というものに、はっきりと「25年からそういうものが改善される」ということで皆さん喜んでいるんですわ。でまあ、財政的にはどうのこうのと課長から説明があって、そしていろいろ検討していったけど、25年は町のほうではそういうことはできないだろうと、その対案として、町長は、理事長でもありますし、社協のほうで対応していけるかもわからんと、ここではこういう話なんだけれども、ぜひとも、25年度にやはりそういうものが、社協であろうが、町であろうが、住民にとったら、待ちに待った、そういうコミュニティバスが来るんだということで待っておられると思いますのでね。ぜひとも、目の目を見るようにしてもらいたいなど。錦ヶ丘の中でもそういうことで楽しみにしておられますので、十分お願いしておきます。

委員長 他に。 木澤委員。

木澤委員 充実をしていただくということなんで、基本的に、私も進めていただくことについては異論はないんですが、これまでの説明ですと、社協のほうで出していただいて、それを有償で考えておられたんで、協議が必要やということで、協議会の、会議の設置という方向になるんでしょうけど。今、町長、社協のほうにも、そうした西の山のほうとか回るといふことも含めて協議に参加してもらおうというふうにおっしゃったんですが、私、認識として社協でバスを出すということになると、福祉関係の事業で、バスは無料になるのかなという認識をもってたんですが。それは、その社協のほうが無料のバスを走らせて、それと有償の分と組み合わせるというふうな認識でいいんでしょうか。

町 長

以前から申しあげておりますように、今現在、コミュニティバスを走らせております関係から言うて、時間的にやっぱり1周まわるとなると、午前と午後になると。そういう関係の意見からも、そういうご指摘あるように、町を中心に、役場を中心に、西と東と1台ずつということ、そういうことも今視野に入れて、そういうことをするなかで料金設定しようとしたら、そういう関係のことをしていったら、で25年度からコンサル入れてということになってまいりますから。

そして、私どもが考えたのは、デマンドとかいろんなことを考えてましたけれども、社会福祉協議会でする場合は、今、木澤委員がおっしゃるように、無料しかあきませんから。そのことも、今、いろんな担当から意見を聞かせていただいて、副町長と相談をした中で、できれば25年度には、コミュニティバスの関係等についてはそういうコンサルを入れて、そういういろんな会議を開いて、それが26年なるのか、27年なるのか。コミュニティの関係ですね。

今、小野委員がおっしゃっていただくように、錦ヶ丘とか西の山とか、あるいはそういう地域の関係のそこについては、ワゴン車を走らせていったほうが、社会福祉協議会として、そういう買い物行かれる方々とか、そういう方と職員等も会話ができますから、そういうことも視野に入れて考えていくとしたら、やっぱりこれは25年度から考えていかざるを得ないということで、今、社協と、私どもの社協は今現在、基金が、ボランティア基金がかなりあるんです。そういうことを踏まえたと、前にも、あれは「ふれあい号」かな、ふれあい号についても、そのボランティア基金から出していただいて購入したということがございますから、ワゴン車についても2台ぐらいは購入して、それをどういう配分するのか、そういうことを社会福祉協議会として、私はやっぱり、今、社協の現状というものは、なかなか「開かれた社協」というけれども、なかなか町民そのものに理解がいかないと。そういうものもあつたら、やっぱり職員としてどういうところに、やっぱりそういう方々がおられるのか、そのことを把握することが大事ですから。

そういうことも踏まえて、総合的に、やっぱり町としては、そういう

有料等の関係については今やっぱりそうするとして、社協は社協として、そういうものをしたなかで、小野委員がおっしゃるように、一般質問でもありますように、25年度から町長が言うようにですね、そういう努力をすれば、やっぱり社会福祉協議会にそういうことを勉強して、今、9月ですから、12月議会で、ある程度、社協の役員会・理事会等でやっぱり諮って行って、12月には正式にその議会で、社協の理事会で話をし、評議委員会などで話をさせていただいて、また議会でそういう方向付けをしていったら、25年度には十分間に合うのではないかなと思っております。

木澤委員 はい、わかりました。あと1点確認させていただきたいんですけども。この 会議の位置づけっていうの要綱等で定めていくことなんですか。

総務課長 はい、要綱等をもって定めてまいりたいというふうに考えております。

木澤委員 またそうしたら、要綱が固まったら、総務委員会にも提出していただけるというふうに理解しておいていいですか。

総務課長 はい、提出をさせていただきます。

委員長 よろしいか。他にございませんか。

(な し)

委員長 このコミュニティバスの件に関しては、今回のような形で、常に、今こういうように、町は考えてんねんと、こういうようなことを報告していただくということが非常に大切やと思うんです。決定してから報告を受けるんでなく、その事前の段階で総務委員会のほうに報告していただくようお願いいたします。

もうよろしいですね。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
次に、(2) 町民プールの利用状況について、理事者の報告を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習 町民プールの利用状況についてご報告させていただきます。
課長 本年も、町民プールの運営に対しましては、利用者に事故がないよう、安全にご利用いただくことを第一として、施設の運営・維持管理に努めたところであり、大きな事故もなく終了することができました。

それでは、お手元にお配りいたしております、資料2の町民プール運営状況総括表をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、1ページ「①平成24年度町民プール入場者数」についてであります。入場者数の合計は7,137人であり、大人2,503人で全体の約35%で、小人が4,634人で約65%の利用となっております。

次に、2ページをご覧ください。「②利用者の推移」であります。過去5年間の利用者推移を上段に表示しておりますが、昨年度と比較しますと、237人の増となっております。今年度も猛暑日が続いたこと、また、電力会社から節電を呼びかけられたことにより、来場者が増加したものと考えております。

次に、「③維持管理費の推移」をご覧ください。本年度は、塩素剤投入ポンプ等の更新を行ったことから、昨年度から比較しますと約40万円の増額となっております。年間を通じての警備費や電気代等がまだ確定しておりませんが、約713万円の支出となると予測しております。

次に、3ページ上段の「④入場者1人当たりの経費推移」をご覧ください。各年度ごとに施設の維持管理に係る経費を入場者数で除した数字であり、本年度は約999円となっております。

次に「⑤入場料の推移」をご覧ください。過去5年間の入場料総額の推移を示しております。本年度は136万7,920円の収入でございます。

ました。

最後に、4ページをご覧ください。「⑥天候の推移」であります。7月前半は曇りや雨の日がありましたが、その後は晴れの猛暑日が続きプール運営におきましては、全体的には天候には恵まれたものと考えております。

以上、町民プールの利用状況の報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
坂口委員。

坂口委員 今年も8月31日まで開場していただきまして、7千人の方が入場されたということなんですけれども、今年の暦でいきますと、8月31日は金曜日でありまして、1日・2日、土日になっているんですけれども、なぜこの1日・2日開場されなかったのか、ちょっとそのへんをちよっと。

生涯学習 今、8月31日をもって閉館したけれども、9月1日と2日については土曜・日曜であったということから、開館しなかったのは、理由はどのようなことかというご質問でございましたけれども、町民プールの開館につきましては、毎年8月31日までということで行っております。それが住民の方にある程度周知できているものということで、毎年8月31日をもって閉館をしているということでございます。

坂口委員 31日まで周知されているというのは分かるんですけれども、1日・2日、前もって休みというのはわかっていることですので、できれば今年については利用したかったという声も聞いていますのでね。今後、暦と合わせた開場というのを検討していただきたいというふうにお願ひしておきます。

それと合わせまして、毎回言っていることなんですけれども、見学者の入場料ですね。このへんのことについてもまた検討していただけるようお願いしておきます。以上です。

委員長 答弁何かありますか。要望ですか。

坂口委員 要望で。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。
他に理事者のほうから報告しておくことはございませんか。
黒崎総務課長。

総務課長 総務課のほうから2点報告事項がございます。

1点目は、第24回奈良県消防操法大会の出場についてでございます。9月5日、橿原市運動公園で行われました第24回奈良県消防操法大会に生駒南支部代表として斑鳩町消防団がポンプ車操法の部に出場させていただきましたが、当日の競技、激励式及び出場後の慰労式には、議長様、総務常任委員会委員長様をはじめ、議員皆様方にはご臨席、応援をいただき、また激励・慰労のお言葉も賜り、ありがとうございました。

さて、大会結果についてであります。ポンプ車操法の部では、優勝は、葛城市消防団、準優勝は、上牧町消防団及び御所市消防団、また小型ポンプ操法の部では、優勝は奈良市消防団、準優勝は五條市消防団という結果でございます。斑鳩町消防団は、ポンプ車操法の部で、惜しくも、優勝、準優勝には入れませんでした。出場選手は、長期間にわたる練習の成果を十分に発揮し、選手全員が一丸となり全力を出した正々堂々の競技内容であったと考えております。そしてまた、長期間にわたり訓練に訓練を重ねてきた選手全員の操法技術及び出場選手の訓練を支えてこられた斑鳩町消防団員全員のチームワークは、今後の消防団活動に生かしていけるものであるというふうに考えております。

以上、第24回奈良県消防操法大会出場についてのご報告とさせてい

たきます。

2点目でございますが、自主防災組織設立の説明会の開催についてでございます。

自主防災組織の設立及び活動支援補助金交付要綱の内容につきましては、去る8月22日（水）の総務常任委員会でご報告申しあげ、また、当補助金交付要綱制定のため、この9月議会上程の平成24年度一般会計補正予算（第2号）で補助金の補正予算をお願いしているところであり、当補正予算可決後は、この制度について自治会等へ周知啓発を行っていくこととして事務を進めておりますが、町といたしましても、できるだけ多くの自治会等に対しまして自主防災組織を設立していただきたく、積極的な働きかけを行ってまいりたいというふうに考えており、自治会等を対象とした自主防災組織設立説明会を開催させていただきたいというふうに考えております。

開催日時は、10月28日（日）午前10時からと午後1時からの2回の開催とさせていただきたいと考えております。また、開催場所は、斑鳩町役場地下大会議室を予定しております。

なお、当該説明会の開催につきましては、各自治会長様に文書でご案内さしあげたいというふうに考えております。

以上、自主防災組織設立の説明会についてのご報告とさせていただきます。以上でございます。

委員長 今の報告について何か質疑ございませんか。

（ な し ）

委員長 ないようですので、他に理事者のほうから。 面巻企画財政課長。

企画財政 企画財政課から1点ご報告をさせていただきます。

課長 平成24年11月4日（日）午後2時から、いかるがホールにて、東日本大震災の復興と町制施行65周年を節目として、斑鳩シンポジウム「日本人の心」を開催させていただきます。

当日は、政治評論家の森田実先生をお招きし、「見つめ直そう、日本人の心」と題した基調講演と、森田先生をコーディネーターに、法隆寺管長 大野玄妙様、中宮寺門跡 日野西光尊様、薬師寺長老 安田暎胤様をパネリストにお迎えし、世界文化遺産のあるまち斑鳩から、「心」をキーワードに、人間の幸せや豊かさについて考える機会としてまいりたいと考えております。

以上、斑鳩シンポジウム「日本人の心」の開催につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたけど、何かご質疑ございますか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、各課報告事項については、報告を受けたということとで終わります。

暫時休憩します。

(午前10時20分 休憩)

(午前10時20分 再開)

委員長 再開します。35分まで休憩いたします。

(午前10時20分 休憩)

(午前10時35分 再開)

委員長 再開します。

次に、4. その他について、各委員から質疑、意見等があればお受けいたします。 小野委員。

小野委員 ちょっと3点ほどありますので、順をおって話します。

先日、9月17日に、十津川村へ自治会連合会の視察に、自治会長の

代理ということで参加してきました。いつも通ってる道でしたが、十津川村の総務課長なり、担当の者が途中からバスに乗り込んで、いろいろ説明を受けて、バスの高さ、車で運転しているのと違って、いろんなことで認識を新たにしたというような感じでした。町の総務担当の方もいろいろとご苦労していただきましたけど、その中で、自主防災組織については、先ほど総務課長から今後のことについて、いろいろ説明していただいたので、自治会の周知ということについても、いろいろやってもらえると思いますけど。その時の資料のなかに、地域交流館とか地縁団体のことも入っていたと思うんです。これらについては、私は、今まで何回か一般質問でもさしてもらっていることもありますけど、同じように、こういう説明会をもっていく予定があるのかね、配布だけで、そうして、自治会長も資料の中に入れてあるから、また自治会で自主的に研究してくださいという意味で入れてあるのかね。ぜひとも自主防災組織の説明会の10月28日に設定されるということでしたら、少なくとも、この自治会連合会の研修で入れてあった資料、それらの説明もしていただければ、ありがたいなと思うんですが、その点についてはどうなんですか。

委員長 西本総務部長。

総務部長 10月28日の自主防災組織の設立の説明会につきまして、今申されましたように、地域交流館の関係、また地縁団体の関係、こういったことも、説明のなかに加えていきたい、このように思っております。

小野委員 ありがとうございます。それでは、今、施工されている地域交流館のことで、ちょっとお聞きしたいんですがね。ああいう建物、建築物なんかは、特に施工管理、それから工程管理、それらが重要になってくると思うんですが、設計事務所とか、施工業者とか、施主、町とかのね。やはり細やかなこういうミーティング、変更を兼ねて、ものができていくんだと、そのように思っておりますが、あそこに現場事務所というんですか、そういう会議を開くようなものが建っていないように思うんです

が、その点についてはどうなんですか。今までの工程管理とかはどこでされているんですか。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 現場工事事務所につきましてのご質問でございますが、現場工事事務所につきましては、今後、造成工事を予定しており、一度事務所を設置しても、また移設が必要となり、その敷地面積が大きくないことから、今後もその工事内容によりまして、事務所の移設が必要となります。このようなことから、建設現場から徒歩3分程度のところに、ちょうど栗原工務店の事務所がありますので、コンサルとも協議の上、特に支障ないと認められるということから、そちらの事務所のほうで工程会議等を行っているところでございます。

小野委員 幸いにも落札された業者が、現場の近くに事務所を構えておられるということで、無駄省くということで、それでいろいろ工程管理されているということは了とするんですが。そうしたら、それは入札のときの仕様書というんですかね、積算のひとつに現場事務所というものを積算入れておられたと思うんですが、それらについての調整っていうんですか、設計変更っていうんですか、経費等については、どのように考えていかれるのか。その点、現時点ではどうなんですかね。

総務課長 現場事務所の設置につきましては、特記仕様書のほうに設置するものと記載しておらず、あくまでも経費、その共通仮設費のなかで、必要に応じて設置をしていただくというふうに考えております。

小野委員 そうやね。経費の中に入っておるんやね。それを設置していく。必要に応じてという表現は、ちょっと私は理解しにくいんですが、最初に申しあげたとおり、こういう建築物については、設計管理をしている建築事務所、いろいろな施工をしていく中で、変更したり、いろいろやっていかんないかんと思うんですが、最初からの設計書どおりというわけに

はいかんと思うしね。毎週でも工程管理を含めて、品質管理もやっていかんなあかんとか、それらもみんな経費なんですね。だから、その場所を用意するために、経費の中に含まれていると思うんですが、その会社の事務所で使っているということですから、それは、そのなかの何ぼかでもやっぱり不必要じゃないのかなと、私は思います。だから、それは最終的な金額、わずかですけども入ってくるもんだと思っておりますのでね。そこらも含めて、近くにその事務所があったから、それらの経費はそのままで、最終的な支払いにまとめてしまうというのはちょっとおかしいんじゃないかなと思いますしね。例えば、下水なんかでも、資材置き場とかをみんな借りながらいきますんで、それらは当然、積算の中に入ってきているということになりますし、ちょうど今朝、そこに東側のところの駐車場、使用貸借しているんですかね、あの土地、地道のそこ。そこへちょうどこの近くでやってる下水の現場の重機とかいろんなものがどっと入ってましたのでね。いつもあこへ止めに行くねんけども、ちょっと控えて、向こうへとめに行ったっていうことがあるねんけどね。こういう土地なんかも、その業者に、使って、黙認しているのか、使わしているのかとかね、こういうことについては、やはり借りている人らにも、工事現場に町がまた又貸ししているやんかというような、あまりいい感情を与えないんじゃないかなと思うんですが。そういう工事を進めていく中で、こういう、これは下水のほうになるのかどうか知りませんが、工事全体でそうして、借地とか、それから仮設の建物を建てるとか、そういうことについては、やはり明確な線を引いておくべきだと思うんですが、それらについて、副町長、どうですか。

委員長 池田副町長。

副町長 これは一般論でえらい申し訳ないんですけども、下水の工事についても、土木の工事でも、道路工事にしても、例えば、資材置き場、また例えば、掘削する場合の掘削ヤードがあります。これは平均的な面積で掛けてそれは積算します。そのときに例えば資材置き場ありますけれども、ある業者が自分の土地そこにあるねんと、近所にたまたまあります

よと、これは無償になりますけれども、これの精算は行わないことになっておるんですわ。その借地料も一般的なもので計算します。標準的なもので計算しますんで、そのときどきによってやっぱり違ってくるんで、その精算は実績に基づいてやっておらない。これはもう、どの現場におきましてやっておらないです。今また、あともう1点、工事現場ですけども、例えば、今の場合でしたら、特記仕様書に必ず現場事務所を設置しなさいということで明記はしておらないわけでありまして、それについてはその積算もやっておりませんので、あくまでも、一般の共通仮設費の中の、全体工事費の何%でやっておりますんで、県のほうにも確認しましたところ、そういう具合に特記仕様書に明記していないときは、その減額は行えないということでありました。ですから、一般的に、先ほど申しあげましたように、共通仮設費については、一般的な標準単価で積算させていただいて、最後には精算を行っておらないというのが現状です。

小野委員 今の地域交流館のそのことでね、そうしたら入札のときのいろんなことで、仮に県外の業者が来たら、どっか借りなあきませんやんか。それが共通経費の中に入っているということ、・・・の中に入っているということによろしいんですね。必ず必要でしょ、そういうものが。打ち合わせする場所が。だから、もし町外の業者が応札してきよるときはその経費率が高いと思うんですね。掛けてくるのがね。だから、その費用はやっぱり安く上がっているということで解釈するのかな。せやけど、自由な競争入札のあれには離れてくるのかなと思うんやけどね。だからどうなんかな。だから、そういう落札者がそこで自分とこがあるから使ってもらおうと、そうしたらやっぱり、その経費というものは変わってくのじゃないかと思うんやけどね。入っていることは入っているんでしょ。特記ではうたってないけど。

副町長 まず、例えば、今の地域交流館、例えば、もっと遠いところの業者が取ったら、例えば、当初でしたら土地の造成ですわね、土入れたり、こういう工事になってきます。これについては、当然現場で立会いが必要

やし、これについては、工事現場いらないし、で、他の図面等の協議するときには、管理業者と、設計管理業者と協議するときには、役場の庁舎内でもできます。現場のあれですよ、打ち合わせ、で、現地の打ち合わせは、当然現場で立会いします。例えば、擁壁打ったりするときにつきましては。で今度、建屋上がってきたときには、基礎とかありますわね、それも当然、現地で立会いしますので、図面見て。あと、建屋上がってきたら、例えば、個人住宅でも一緒ですけども、個人住宅の場合でしたら、300㎡の個人住宅でも、一定上がってきたら、大工さんはもう屋根付けたら、その中でもしておられますし、そういうことで、この共通仮設費としては、きちっと、現場事務所として、これを借りなさいというような経費の計上はしておらない状況です。ですから、現場事務所必ずありますよということになったら、現場事務所の借地料もいりますし、その建て屋のリース料も計上いたしますけれども、これは計上してないはずです。

小野委員 計上してないっていう。そうしたら、現場事務所は必要ということはないということですか。

副町長 その現場、現場で応じたようにしなさいよとやってるんですわ。

小野委員 そういう建築物は特に、やはりいろいろ施工していく段階で、設計者、それから施主、施工者で意思の疎通を図っていかなね、物事はまっすぐいかないように思うんですよ、いろんなことで。町とか、そういう役所の仕事じゃないけど、ある宗教団体の社務所というたらわかるけど、建て直すときにね、いろんなトラブルあったんです。いや違うとか、材料が違うということね。そやけどそれは何やかやとうやむやで治まっているからね。そんなんはおかしいやろと。しっかりとそうして打合せしながらやっていくのが建築物やし。土木の工事でも同じことやろうと思うねけどね。せやから経費の中には、そこらの場所まで含まれてのことがあるんやと思うんですよ。何も含まれていないだったら、別に作る必要ないやんかということね、済まされたら、こちらとしては何とも言

われへんからね。その打ち合わせ、電話連絡だけで、例えば役場へいついつ来てくださいますとか、設計事務所呼んでね、それから施工者も来て、そういうようなこと自体が、もっと複雑なことを帯びていたら、なかなか対応できないと思う。で、やはりその現場で施工管理も、施工管理も委託しているんですから、設計事務所にね。だから、その事務所にも詰めて見てやんなあかんと思うしね。こちらから、これどうしましょとか、施工業者がこれをどうしましょとか出してくるのを待ってるぐらいではいかんと思うしね。そこらやっぱり物が出来上がってから、これ違うかってんということが起きないようにね、ぜひともお願いしたいなと思います。で、それらのことで、ちょっとどうかな、どうしているのかなとか、また経費面についてもどうしているのかということで、ちょっと質問さしてもらいました。

続けて、すみません。先般からいろいろ同僚議員も質問されてましたし、また、その一部事務組合の議員でもある議長から、いろいろ全協で報告もされていたんですが、消防の広域化ってということについて、いろいろ議論聞いていてね、私、ものすごく素朴な感じでね、ちょっとどうやろうなということだと思っておるんですがね。6月に斑鳩町、その一部事務組合を構成している町の議会が、意思決定するために、議決をということで、何かを出してきてもらえるということですが、それが、どういうんですかね、例えば、西和消防組合、それを構成してる7町、そのうち1町がその議決を否決したときに、どういう形になっていくのかと思っているんですが。私は広域の7町で一応町長が調印していくと、広域化に向けての調印という形なんか、その広域化の協議会ですか、その立ち上がりということで、いろいろ説明を聞いている中でね、西和消防組合、一部事務組合ですね。そこの議会としては、広域化に推進じゃないけども、別に反対していくというような意向はないようにも思っているんですがね。その点、仮に1町、私どもが、その意思決定機関として、斑鳩町議会が「ノー」だと突きつけたときに、この広域化についてはどうということになってくるのかなと思って、ちょっとかいつまんで教えてもらえたらなと思います。

委員長

黒崎総務課長。

総務課長

奈良県広域化協議会のほうの関係でございますが、現在奈良市と生駒市のほうですね、協議会のほう脱退されまして、残る11の消防本部とですね、市町村によって協議が進められております。

新体制、新消防の規約なんですけども、各構成の市町村議会のほうで、1町でも否決がされた場合は、全体的に現在進められております11消防本部37市町村の枠組みでの広域化はできなくなります。で、同じようにですね、西和消防を構成するその7町の議会のうち、1町でも新消防体制規約のほうにですね、平成25年6月にスケジュールとして示されております市町村議会による新消防体制の規約の議決というところでですね、1町でも反対、否決がされる市町村があった場合は、その7町のうちで、その西和消防については今後解散することはできず、西和消防については存続していくということになります。西和消防組合を構成する7町の全てが議会のほうで賛成可決されたら広域化のほうに参加をしていくという形になります。

小野委員

今、生駒市と奈良市、これは市の消防署ですね。私どもの参加している西和消防組合というのは7町、自治体が、7町が一緒にしようということで皆出し合っている、いろいろやってきている。その中の、もちろん議会がありますし、管理者というのも王寺の町長、それからその議長というのは王寺の議長というふうに、それは決まっている感じですよ。そこで、その中で、その構成しているひとつの、例えば斑鳩町が反対、残り6町がいや賛成するということにしても、それは自由にいかれないということになるのかな。だけどそれやったらね、7町の、いや6町の人らがいろいろ自治体のことを思いながら、今後の消防の形をいろいろ計算しながらやっておられてね、そちらへ、広域化になっていこうとしている、そのこと自体ができないということになったら、やっぱり、その方たちにも迷惑かかることもあるやろし、そしたら西和消防組合から解散することもできないということは、脱退することもできないし、そっちもできないということになったらね、私らは、どうしてこれからい

くんやと、その6町を抱きこんで西和消防組合と、今ある団体でそのまま進んでいくんやと。今、生駒市がそうして決議したり、奈良市がひとつの市議会で決議するのと、また2段階になっているから、しょうがないかなと思うねけど。これはその一部事務組合の西和消防組合の議会へ、これは何で決まっていたんかな、規約かなんかで決まっているんですね。各町の議長、それから町長がその西和消防組合の議会の議員であると、これはなんかちょっと足かせをしているような感じなるしね、それは6月に斑鳩町がどう判断するかは、まだ先のことですからわかりませんけどもね。

そしたら仮にですよ、斑鳩町が反対した、西和消防組合から出ていかなあかん場合、というのは残り6町がやっぱり広域のほうへ行くんだという意思表示されて、解散できへんというのはどういう意味なのかわからないけどもね、財産を分与して、斑鳩町だけで単独で消防体制を、それをつくっていくとした場合にね、どれだけの費用がかかるのかという思いがあるんですよ。それでね、そういうこと言ったら、いやもう賛成せなあかんねんというような言い方しているのではないけども、やはり斑鳩の住民にとってね、今の西和消防組合での消防防災の活動については、私はこういう形が一番いいんだと、それがさらに広域化、奈良県のなかで広域化する、生駒市と奈良市は広域化に参加しないという判断はそりゃ財政的なもの、防災の組織にしろね、議論されて参加しないとされているんやけど。私は7町が1町でも反対したらできない、7町皆巻き込まなあかんという形になるというのはね、私はなんかおかしいんじゃないかなと。また、7町全体の町が否決した、参加しないんやということになるんだったら、それはそれでいいと思うんだけどね。1町だけがそれを反対したために、1町だけでこれから消防いかなあかんようなことになってきたら、私はまったく目も当てられないんじゃないかなと思っているんですがね。1町が反対してもその残り6町巻き込んで今の体制を整えていかなあかんのか、そこはもう参加するんだったら、その町は意思決定したのは、広域化に参加しようということになるしね、ばらばらなってくる。そんなんおかしいなと思うんやけど。そこらどのように考えたらいいなかな。

委員長

小城町長。

町長

小野委員さんも議長をされていた時には西和消防組合の理事ということで役員でございますから、当然、管理者、町長と議長とともに出てますから。小野さんをご指摘されるように、仮に7町で1つが欠けたといっても、やっぱりそれをもう一遍戻すべき努力をですね、していかなかったらどないもしようがないと思います。後期高齢者もそうだったんです。葛城市が反対されて、1年間これ待ちました。結局、市長が代わられて、その反対した人が市長になられて、いやいや管理者と、奈良の市長と管理者話したら、それでよろしいということで、復帰されました。それでなるわけですから、やっぱり当然そういうふうになってくると思いますけども、やっぱり町長あるいは議長が、その西和消防組合の会議に出ています。

やっぱり西和消防っていうのは難しい問題があるんです。やっぱり当初できるときに王寺の町長がうちを無償で貸すという、あの場所を貸してもろうてるんです。だから今後建て替えとかそういうことになってきたら、どうしていくのかといういろんな議論がありますから、一元化になったからええとか悪いとかいう問題よりも、一番大きな問題はデジタル化なんです。デジタル化をどうするかといったら、国からやっぱり県に補助金行きますから、この補助金がどういう形で配分されていくのかという問題になってきますから。やっぱりそういうことも踏まえて十二分にこういう中で、やっぱり議会の組合会議が行われていますからね。こないだも8月の20何日ですか、やられましたけれども、そういうふうになっていますからね。私は7町が共に協力し合っってね、奈良県の一元化に入っていくというふうには思っています。

小野委員

町長も、議長もこの前の全協で説明いただいているしね、同じような思いかなと思っておるんですが、その6月には皆さん一緒に考えさせていただきたいと、斑鳩町の議員としてまた考えさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、私のほうから1点お尋ねしたいと思います。先日ですね、三室山の歌碑のところで、教育委員会委託の見守りの方がマムシを2匹発見されたという話が私の方にちょっと入りまして、そしてすぐに西小の熊野校長に連絡されたと。その後、全然何の変化もないんだけど、教育委員会としてはその辺の連絡を受けておられるのか、またどういった対応をされようとしているのか、ちょっとお聞きしたいんですが。西川教委総務課長。

教委総務課長 今、委員長が申されましたマムシの件というのは、教育委員会のほうには連絡入っていない状況でございます。

委員長 こういうようなケースの場合、もう校長の判断で処理をされていくのか、教育委員会のほうに連絡入って、その連絡の度合いとか、そのあたりどうなっておるのでしょうか。清水教育長。

教育長 今、事務局のほうで連絡ないということでございますが、私、聞いたような気もするんですけど、違う件かもわかりませんが。いずれにいたしましてもですね、そうしたいろんな事象が各学校、通学途中でありますとか、学校の事故とかいろいろあるわけでございますけども、その中で学校で対応できるもの、できないもの、当然、教育委員会に報告すべきもの、いじめの報告でも全部上げよとなっておりますけれども、そういった個々の対応の中で、学校でできるというような判断をしたということであると思います。

で、マムシのことですので、その発見をされた方から、学校は多分聞いていると思いますけども、その中でどういう対応をしたらいいのか、例えばその、多分ね、多分でごめんなさい、そういう連絡を受けた場合

は、生徒にですね、児童に、こういうマムシが出たということで、十分注意するように帰りなさいよといった諸注意については当然学校でやっていると思います。それからでも、あまりにも頻繁ということになればですね、当然、教育委員会を通じて関係部署にどういった対応ができるんかという照会があるのかなというふうに考えております。

委員長

今の教育長のお話でしたら、どのレベルが教育委員会に、校長のほうからなるのか、非常にこれ校長の判断で決まっていくのかなというようにも、今思ったんですが、まあ学校のほうで対処できるという判断で、ただ、なんら変化を感じないと、まして、これ教育委員会委託の見守りの方での話、まあ言うたら、一住民が見たんやというのでなしに、委託された方が発見されているということもありますんで、教育委員会のほうからちょっとそのあたり、また聞いていただいて、適切な対処、確かにこれちょうど2時半頃で子どもたちが帰る直前やったみたいですよ。だから、そういうこともありますし、ちょっとそのあたり調査していただければと思います。

他にございませんか。 小野委員。

小野委員

まったくなくてない。その校長がね、西小の校区内の問題やというふうにね、判断して、学校の中で、西小の児童にだけそういう話をしておくというのはね、こんなことはね、もってのほかだと思っただけですよ。マムシってどこに、東小、斑小の校区でもそういうところあるかもわからへん、だからこそね、教育委員会から委託を受けた人が、学校長に報告してはるねん。当然、それは教育全体のこととして考えていかなあかん、いじめの問題でも一緒ですよ、いじめここにあるかわからへんと、アンケートとったけどなかった、それだけで終わらあきませんねん。今一番問題になっているのは。教育委員会ってなんのためにあるんですか。だから、校長会とか、毎月1回とかやってるとか、いろんなのやってはるけどね、やはりそういう事故が起きそうなことがあったら、そこへ絶対のせなあかんねん。今、教育長が聞いてなかったと、課長も聞いてなかったということですけど、それはほんまに手落ちですよ。だからそん

なことはきちっと組織を、その連絡網というのをきちっとやってもらわなかったらいかん。子どもの安全はそうしてきちっとせないかん。なんか教育委員会にももの言うのはね、私もPTAの役員したことあるからね、教育委員会にはもの言いにくいというような、雰囲気ね、今の教育委員会違いますよ、私らのずっと前の教育委員会、平成の時分の会長ですから、そういうような感覚で受けてたことあるんですよ。だから、私らがPTAの会長とかがね、教育委員会の、私らが物言おうと、そういう努力もしたこともあります。だから、やっぱり、学校長はそら学校の一任してもらっているということもあるけどね、やっぱりそこらを連絡密にできるような体制を早急にこしらえてもらいたいと、そのように思います。

委員長 清水教育長。

教育長 私、先ほどの答弁の中でちょっと説明不足もあって、ご意見いただいたと思うんですけども。当然、私、この前の校長会でも申しあげたのは、どんな情報でも、各学校スムーズに教育委員会に上げるようには言っております。で、いじめ問題に関しましても、いじめの問題は先ほど申しましたように、全部すべてこちらのほうに上がってくるようにしておるところでございますけれども、各学校の教員の方々が、いろんな情報をお持ちであります。その情報については、教頭並びに校長のほうへすべて吸いあがってくるようなシステムづくりについて毎回言っているところでございます。今の事例でございますけれども、教育委員会には報告なかったということでもありますけれども、今後ともそういった事例についてはですね、子どもの安全、危険にかかわることでございますので、再度そういったことで周知・徹底をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

小野委員 ぜひともね、教育長もあれですから、こうして皆の意見を聞く姿勢でおられるということですからね、たぶんね、教師の中で教育委員会へ言っているものかどうかとか、いろいろ悩んでいるのかなと思いますから

ね。だから、ぜひとも、教育長もいろんな現場へ、教育現場に入ってもらってね、吸い上げやすいように、吸い上げるようにしてますということでないねんけどね、教育長が、もちろん教育委員会の総務の者も皆それはやってもらいたい。それは何も子どもらのためですんで、その努力は惜しんでもらったら困りますし、やってもらっている、吸い上げられる状態をこしらえている、構築しているということは、私もわかっていますねんけどね。ただ、教師の間ではなかなか言い出せないこともあるのかなと。だけどね、今、委員長からの意見聞いてびっくりしたんですね。教育委員会から委託を受けて見守りやっている人、だからその人は、順序をおうて学校へ言っていると、だけどもうちきてないと、吸い上げてよと思うても、向こうから上げてこられへんから吸い上げられへんというのは、ちょっとおかしいなと思うしね。以前に、私も教育委員会から通学路のことでちょっと学校へ、それも西小でしたかな、西小へ言っているねんけどって言って、地域の方からそういう情報をもらったので、どちらかの委員会で話したと思うんですけどもね。あまりこちらへ伝わっていないねんな、なんか伝わってこないんやなって思ってね、心配していたところでしたんでね。今、委員長からのそういう話で、すぐに関連でこうしゃべらせてもらってますねんけどね。また、ぜひとも教育委員会も頑張ってもらって、いろいろやってもらってますけども、私は議員として言えるのは、教育委員会ももっと吸い上げる力を持ってもらいたいし、向こうからも言ってもらいたい、言いやすいようにしてもらいたいなど、そのように思いますので、よろしく願いしておきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 他になれば、私から2点だけお諮りいたします。

まず、継続審査についてでございますが、お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけますようお願いいたします。

次に、先進地視察についてでございますが、委員より、コミュニティバス、デマンド交通について、また自主防災組織についてなど、視察の意見をお聞きいたしました。副委員長ともご相談をさせていただき、できるだけ委員皆様のご希望に沿うような視察先を検討いたしましたところ、お手元に資料を配布させていただいておりますように、視察先を選ばせていただきました。

まず、生駒市については、現在、コミュニティバス3路線を運行されており、利用者も多く、効果的な運営を行っておられます。また、既に自主防災組織も立ち上げられており、現在は組織の活性化に取り組まれております。

また、三郷町では、高齢者の外出支援と持続可能な公共交通を目的に、地域公共交通について検討を重ねられ、昨年12月より予約制乗合タクシー、いわゆるデマンド交通を実施されております。そのようなことから、今回、当委員会として、視察先として選定させていただきました。

視察日は、10月24日(水)で、午前に生駒市、午後から三郷町を視察したいと考えております。

以上が、先進地視察計画の概要でございますが、ただ今申し上げましたように、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布いたしております先進地視察計画書のとおり実施したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

すみません、視察計画書の中で、辻委員のお名前、木澤委員が2名になっておりまして、訂正させていただきます。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、先進地視察計画書につき、手続きをとっていただけますよう、お取り計らいをお願いいたします。

その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長のご挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時18分 閉会)